裁判員経験者意見交換会議事録(平成30年5月25日開催分)

司会者: それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めることといたします。

本日は,裁判員経験者の皆様方におかれましては大変御多用の中,意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。皆様には,裁判員として非常に御苦労いただいた上に,今回の意見交換会にも足をお運びいただいたということで,本当に感謝しております。ありがとうございます。

私は大阪地裁第1刑事部の裁判官の香川と申します。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私の方から幾つか御説明させていただきますが、今日の意見交換会の テーマは、共犯事件における審理及び評議の在り方についてということが一つ でございます。もう一つは、裁判員として参加しやすい選任手続や審理・評議 の日程について、この二つの事項が意見交換の事項ということになります。

もう一点, 守秘義務についての御感想や御意見についてもお聞きしたいと思っております。

以上、大きく分けますと三つになりますけれども、お聞きしたいと思っております。

まず、最初のテーマの関係で申し上げますと裁判所、検察官、それから弁護人としましても裁判員の皆様方にとって分かりやすい審理、そして主体的に関わっていただけるような裁判を目指しているところですけれども、それが本当にできているのかどうかというところは、なかなか実際の声をお聞きする機会がないところでございます。今日は、共犯事件における審理・評議といった切り口でございますが、そういった観点から皆様の御意見・御感想をお伺いしたいと思っているところでございます。

また、裁判員の方が候補者になってもなかなか裁判所にお越しいただけない というような報道もされているところでございます。お一人でも多く来ていた だくようにするために、何か特に日程的なところで工夫するようなことがある のか,ないのか。ここら辺,多くの方に参加していただきやすい裁判員裁判というのはどういうものかということで,御意見・御感想等があれば承りたいというのが二つ目でございます。

最後に守秘義務についても直接経験された皆様から何か御意見・御感想等が あればというのが三つ目になります。

今日の進行ですけれども簡単に御説明いたしますと、まず最初に、裁判員経験者の皆様方から実際に裁判員を務めた全体的な感想でございますとか、皆様の御担当事件、共犯事件ですけれども、中身について簡単に裁判所から御紹介いたしますので御確認の上、何かそれを踏まえた御意見等があれば承りたいと思います。

共犯事件における審理及び評議の在り方につきましては、法廷での手続の順番に従いまして冒頭陳述、証拠調べ、論告・弁論のそれぞれについて御感想・御意見をお伺いし、法廷の手続が終わった後の評議についても御意見・御感想があれば頂戴したいと思っております。

選任手続、審理の日程については、どのような日程が参加していただきやすいのか、御家庭の事情やお仕事の関係でこんな苦労をしたとか、こうしたら参加しやすいんじゃないかというようなことがあれば、お話しいただければと思います。

途中で、検察官、弁護士、裁判官からも今申し上げたような順番で、御質問 があればいただければと思っております。

以上,簡単ですけれども,今日の流れになりますので,ここで本日,意見交換会に参加されている検察官,弁護士,それから裁判官から一言ずつ自己紹介いただければと思います。

林検察官:大阪地方検察庁、検事の林です。よろしくお願いします。

依田弁護士:大阪で弁護士をしております依田と申します。よろしくお願いします。

渡部裁判官:大阪地方裁判所の第1刑事部の裁判官の渡部と申します。

本日は、皆様からぜひ忌憚のない御意見をいただき、今後の執務の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者: それでは、まず最初に口火を切るような形で、御自身で御経験された、 全般的な感想で結構でございます。何でも結構でございますので、1番の方か ら順番にお願いしたいと思います。

裁判員経験者1: すみません,もう1年以上前なので,意見をあまり申し上げられないかもしれないなとちょっと後悔をしております。よろしくお願いします。

司会者: 覚えている限りで結構でございますので、印象でも結構でございますので言っていただければと思います。よろしくお願いします。

裁判員経験者2:私は裁判員裁判を経験させていただいて、非常にいい経験させていただいたなということで、今日もこういった形で協議できることは、私的には非常にうれしいことだと思っております。

私,職場も近いということがあって,協力する中では非常に前向きに取り組みやすいという環境もありまして,今日もいろいろ思い出しながら意見は言っていきたいと思いますので,よろしくお願いいたします。

裁判員経験者3:私,以前から裁判員制度については,非常に興味がありまして,いろいろインターネットとかそういったところで見て,一度は経験してみたいなというふうに思っていたもんですから,ちょうど的が当たりまして,私的には非常にうれしい経験だったなと思っています。

やらせていただいた中でちょっと至らないところが幾つかありましたもんですから、せっかくのこういう機会にお招きいただきましたので、今日はいろんな意見をこの機会に述べさせていただければと思って参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

裁判員経験者4:私は、裁判員のお手伝いをさせていただきまして。実際、この 裁判員制度自体に関しましても、ちょっと前向きに取組を考えておりました中 で、御案内の用紙が届き、また、その後の抽選にも御選任いただいた。そし て,そのまたその中でも意見交換会,再度,御選任いただけたと。抽選が当たるという表現の方が正しいのかどうかは分かりませんけど,このような場を御紹介いただきまして,誠にありがとうございます。

司会者: それでは、今日は共犯事件における審理及び評議ということでありまして、皆さん、実は共犯者がいる事件を御担当いただいたんですけれども、私の方から簡単に、それぞれどんな事件だったかについて御紹介をしたいと思います。それを踏まえて何か補足や、あるいは事件を経験したときの御感想等でも結構ですけれども、何かあれば言っていただければと思います。

まず、1番さんの事件は、罪名としては強盗致傷であり、共犯者と一緒になって現金などを無理やり奪って、被害者の方に2週間程度のけが、切り傷ですかね、切創となっておりますので、与えたという事件と聞いております。事実関係についても若干争いがあり、共犯者と一緒に審理はしていなかったようですが、共犯者と2名の証人尋問をしたというふうに聞いております。全体の審理としては六日間ぐらいかかったとも聞いております。

こんなような内容でよろしかったでしょうか、いかがでしょうか。

裁判員経験者1:はい、そのとおりです。

司会者:何か御感想等,御意見とかございますか。

裁判員経験者1:感想ですが、同じ場所で犯行をして、同じ場所に犯人も被害者の方もいるのに、それぞれがみんな違うことを言っていることにちょっと驚きました。それも本当のこともあるし、うそのこともあるし、全員が本当のこと、うそのことをまぜて、その場にいてたというのが、すごいちょっとはあっと思いました。

司会者: 共犯事件では、よくあることですので、その辺も後でじっくりお話をお 伺いできればと思っております。

2番さんの事件につきましても同じく罪名としては強盗致傷,中身については共犯者も合わせて4人ぐらいで事件を起こし,現金などを無理やり奪って被害者に3か月ぐらいの骨折の傷害を与えたと。事実関係についてもどうも争い

があったようですが、その他の共犯者、全部で4人でやってますので3名いる うちの2名について証人尋問があったと聞いております。全体の審理日程は五 日ぐらいだったというふうに聞いております。

こんな事件でよろしかったでしょうか。

裁判員経験者2:はい、そのとおりです。

司会者:何か御意見・御感想とかございますか、今の時点で。

裁判員経験者2:感想ですが、事件の現場が治安がもともと悪いところで、裁判をやってみて、判決等で世の中がこれでよくなるのかというところまで考えるようなこともあって、その治安が実際悪いところは、じゃあそれは司法の問題なのか、行政なのかとか、何かちょっとそういった考えに及ぶようになったという感想です。

司会者:3番さんの事件は、実は2番さんの事件と事件自体は同じなんですけれども、被告人が別で、別に審理をされていた事件で、3番さんの方は残りの被告人を3人合わせて審理をしたというふうに聞いております。事実関係についても若干争いがあったようですけれども、被告人3人いますので、被告人3人のお話はお聞きになったんだと思いますが、もう一人の被告人については、証人尋問としてお話を聞くような機会もなかったというふうに聞いております。全体の審理日程としては六日ぐらいだったともお聞きしております。

こんな事件でよろしかったでしょうか。

裁判員経験者3:はい。事件についての感想なんですけども、まず、この3名のうち主犯格という方が一人おられまして、この3名はもともとつき合いのあった友達なんですけども、やっぱりその中でも主従関係というのがあったということがきっかけで、私から見れば、その主犯の人と、今度は実行犯の残りの2名と明確に量刑ということで考慮すべきだというふうに思ってたんですけども、検察側から出た求刑の年数が全く3名が同一だったというのを記憶してるんですけど、なぜなのかなということをまずそのときに思いました。それからもう一点は、その主犯格は、示談がもう既に完了してまして、逆に残りの2名

の方というのは、示談ができていないと。示談ができてる、できていないによって量刑の、何ていうんですか基準を若干軽くするような考え方は、裕福なところとそうでないところによって刑の重さが違ってくるのかなというようなところで、私自身は、そこにちょっと疑問を感じました。示談のありなしによって、大きくじゃないんでしょうけど基準が変わるというのは、少しちょっと違うんじゃないかなというふうにそのときに思いました。

司会者: 共犯事件の場合の量刑の在り方, これも評議のところで少しお聞きできたらと思っております。

4番の方の事件につきましては、他のお三方とちょっと違いまして、罪名については、保護責任者遺棄致死という事件であったと聞いております。被告人が、ちょっと後で関係が問題になるんですけれども、女性の方と一緒に行動をされていて、この女性のお子さん二人を車内に置き去りにして、お一人がお亡くなりになったというような事件であったと聞いております。事実関係についても争点があり、この共犯者とされている女性の尋問を実施されたというふうに聞いております。ただ、審理日程は他の方よりもちょっと長めで、九日ぐらいかかったというふうにも聞いております。

何か事件の関係での御意見・御感想等があればどうぞ。

裁判員経験者4:この事件なんですけども、ちょっと皆さん経験されてる罪と全く大きく異なっておりまして、昨今ちょっと話題になってるような幼児虐待だとか、ちょっと世相を表すような事件で、またこれ残忍な事件だったんですね。その残忍な過程に至ってしまった経緯というのもほんの些細なことから。そして、常習化していくことから危機感の鈍っていく感じということから、そういう悲劇が起こったようなんです。かつ被告人の方は一貫、俺、何か悪いことしましたかみたいな、あからさまに法廷を侮辱した態度で、これがすごい、ああもうここまで人間て出てくるんだなというのが、ちょっと私の中でインパクトが強かった事件です。

司会者: それでは、具体的な意見交換の事項に入っていきたいと思いますけれど

も, 先ほども申し上げたように今回は, 共犯事件における審理及び評議の在り 方ということで御意見をお伺いしたいと思っております。

はじめに、冒頭手続・冒頭陳述という辺りからお聞きしたいと思います。何となく思い出していただければと思いますが、まず、被告人が来て、被告人が人違いではないかどうかということを確認して、その後、検察官からこんな事件ですよという紹介があり、それについての被告人・弁護人の意見を聴いてから、改めて検察官・弁護人双方から事件のあらましが紹介されることになります。ここら辺で、ああこんな事件なのかというところが分かるところまで、というところで一旦区切ってお話をお伺いしたいと思います。

共犯事件ですと、どうしても共犯者がいることで、何人かということにもよりますが、ちょっと登場人物が多くなって、事件の全体像がつかみにくいということはないかなということを法律家の側は心配するんですけれども、実際どうだったかなという辺りをお聞きしたいと思います。

いつも1番さんからですとあれですから、ちょっと順番を変えて、今度は2番さんからお聞きしたいと思いますが、そういう意味で、一番最初のところで事件の全体像がつかみにくいということはなかったかどうか、そこら辺はいかがでございましたでしょうか。

裁判員経験者2: 主犯一人の共犯3人という事件で、はじめに人物関係というのは図で見せていただいていましたので、そういった点で難しいとかなかったんです。裁判が進むにつれて、他の登場人物が出てきたりとかしたこともなくって。そういった点では、関係が一体的になっていて、少し最初混乱したところはあったんですが、そう多くなる感じではないです。

司会者:人物関係が図で表されていたというのは、それは検察官の冒頭陳述に図が書いてあったんですかね。

裁判員経験者2:そうですね。検察官の図だったと思います。

司会者: それでは、次は3番さんいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3:私の場合は,検察官の方が資料の中に関係図をつくっていただ

いてましたので、加害者3名の人物関係というのは、そこで明確に分かりました。ただ、その動機なんですけども、もともと主犯格の方と、それから実行役の2名とおったんですけども、その動機というのがもともと主犯格が述べた動機と、それからそれに従った実行役のやった動機というものが矛盾してたところがありまして、なぜこのような矛盾が同じ仲間同士でありながらあるのかなというふうに思いましたし、その矛盾点について深く掘り下げるということが余りなかったような気がしましたので、どうだったのかなというふうな感じを持ちました。

司会者: それは、冒頭陳述をお聞きになってそういうふうにお感じになったのか、あるいはもうそういう話が後から出てきて、後でちょっと分かんなかったという御趣旨なのか、それはいかがですか。

裁判員経験者3:後からですね、それは。

司会者:後からですね。次は4番さんはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 4:私の事件は被告人と共犯者のみの間柄ですので、相関図といいますか、関係図等はなく、淡々と起こったことが供述の文書として、または証言として上がってきてるという状況ですので、特に私の裁判に関しましては、前後関係が複雑になるということはなく、逆に、検察の冒頭陳述メモよりも、はるかにちょっと、証言の中でお互いのなれ初めはどうなのとか、その辺のところでちょっと情報がどんどん、どんどん新しく更新されていったというのはありました。ただそれだけです。

司会者:最初の冒頭手続,冒頭陳述のところでは,特に迷うというようなことはなかったというところですよね。

では1番さんに戻りまして、何か御記憶してるところで結構ですので何かございますか。

裁判員経験者1:特に混乱するということもなく,大丈夫でした。

司会者: それぞれ検察官も弁護人も御工夫されてたというような感じなんでしょ うかね、皆さん。 それでは、次に証拠調べの中身に入っていきたいと思います。

先ほど御紹介いたしましたように多くの方が共犯者の証人尋問があり、あるいは共犯者の証人尋問がない方でも被告人が複数いて、複数の方のお話を聞いたというような形になっていたかと思います。そのような審理について、ちょっと長かったんだよねとか、あるいは情報量がちょっと多かったなというような御感想はないか、あるいは他にもっとこういう人の話も聞きたかったなというような御感想はないかとか、審理について、共犯事件の審理ということで何か皆さんの方から御意見・御感想等がないかどうかお聞きしたいと思います。

では、先ほど2番さんから聞きましたので、今度は3番さんからお聞きした いと思います。いかがだったでしょうか。

裁判員経験者3:特に証人尋問等については、全く私自身は違和感はありませんでした。検察側からの質問とか、あるいは弁護人からの質問等もありましたけれども、内容的には、私が聞きたい範囲のことが基本的には全部網羅されてたかなというふうに、そのときには思いました。

司会者:3番さんの事件は、ちょっと振り返りますと共犯者3人が一緒に審理されていて、3人とも被告人質問という形で話が聞けたということで、その中身については、今おっしゃっていただいたのは、特に過不足なく十分話が聞けたと。こういうことでよろしいですか。

裁判員経験者3:はい,そう思っています。

司会者:先ほどもちょっと出ましたが、もう一人共犯者がいて、この人の証人尋問は実施していないようですけれども、これは多分いろいろな経緯があってそうなったんだと思うんですが、この方のお話が聞けなかったことについての御感想、聞きたかったなというのか、いや大丈夫だったなというのか、そこら辺はいかがでしょうか。

裁判員経験者3:それについては、本音のところでいうと聞きたい部分はありました。ただ、そのときにいろんな事情があって今回は聞けないんだということで、あらかじめ裁判官の方から御説明いただいてましたので、そういう前提で

後の内容を聞いてましたから、そのときには直接聞けなくても仕方ないのかな ということで受け止めてますから、不満はありませんでした。

司会者:次は、4番さんになります。共犯者の女性の尋問を実施しているという ことは先ほど御紹介いたしました。審理の中身については、何か御意見・御感 想等ありましたらお願いします。

裁判員経験者4:被告人の犯行について、共犯者としての証言なので、仕方ないのかもしれませんが、ちょっと亡くなってるお子さんのことも聞いていくうちに、やっぱり何か女性ということもございまして、かつ同じ共犯が横におる状態の中での証言だったので、だんだんちょっと精神的に追い詰められていってしまってたので、ちょっとあれは逆に、もう少し配慮といいますか全く個別の何かの、被告人の席を外すとかなかったのかなと。一応つい立てを立てていただいてたんですね、証言席と被告人の間に。これが一応、裁判所としてできる最大の配慮の限界であるとちょっと説明はいただいてたんですが、危うくちょっと病院送りになる可能性もあったんではないかなというのが、私の個人的な感想でした。証言がこれ以上続けられないような状態が若干見られましたので。

司会者: 証人の方が、ちょっとこう追い詰められてるような様子に見えたということでしょうか。

裁判員経験者4:そうですね。思い出してるんですよね、かわいかった子供、亡くなってしまった子供のことを。そのときのことを、どうだったんですかと聞くわけじゃないですか。そうやっていくと、あのときこんなことしなかったらという気持ちが高ぶってしまって証言がちょっと危ぶまれる点がございました。

司会者: それでは、次に1番さんにお聞きしたいと思います。

1番さんの事件では、共犯者 2名の証人尋問があったということを先ほど御紹介いたしました。何か証拠調べのところで御意見・御感想とかございましたでしょうか。

裁判員経験者1:特にはありませんでした。みんなそれぞれ違うことを言うので、一人未検挙の犯人がいるんですけれども、その人もいたらどうだったんだろうなとは思いました。

司会者:例えば証人尋問とか被告人質問が長過ぎて困ったとか、情報量が多過ぎたとか、そういうことは特になかったということでよろしいですか。

裁判員経験者1:はい、多くないです。

司会者: それでは、最後に今度は2番さんになりますけれども、共犯者が3名いるうち2名について証人尋問があったということを先ほど御紹介いたしました。証拠調べについて何か御意見・御感想等はございますでしょうか。

裁判員経験者2:証拠調べの中といいますか、この事件の事実関係を争う一つとして、意思を持ってけがをさせたのか、それとも結果的にけがをしたのかというところがあって、どうやら検察官の話では、コンビニのカメラで、どついたるわみたいなことが映像とともに残ってるとかという話はあったんですが、だったら、そのテープを証拠として聞かせてもらいたかったかなというのは、そこは残念だったかなと思います。

あと証人尋問が、3名の共犯のうち二人だったということについては、もう一人も聞きたかったかなというのが結果的には思ってまして、二人の尋問も当初は二人とも同じことを言うんだろうという、私、先入観であって、いざ聞いてみるとやはり二人違うこと言ってると。俺は金はもらってないけど、一方では渡したと言ってるといったことになって、実際どうだったかというのはちょっと分からないままだったので、もう一人聞きたかったというのは思ってます。

司会者:一応,話を聞けなかったもう一人も捜査段階で聞いた,いわゆる調書というようなものはあったんでしょうか。

裁判員経験者2:調書というのは私は記憶ないですね,すみません。

司会者:この他, 証拠調べの関係で皆様から何かおっしゃりたいことはございますか。よろしいですか。

それでは、次にその証拠調べを踏まえて、最後に検察官の論告、弁護人からの弁論というものがあったと思います。証拠調べを踏まえてということにはなるので、冒頭陳述とは違った意味で分かりやすかったかどうかというのが問題になるかなと思いますけれども。いかがでしょうか、人数、登場人物が多いなどのために、何かちょっと分からなかったなというようなことがなかったかどうかという辺りについてお聞きできればと思います。

また順番を変えまして、今度は4番さんからお聞きしたいと思います。何か ございますか。

裁判員経験者4:私が担当した裁判で、特にそういったことはありませんでした。検察側の証拠で、研究者を呼んで、実際に気温の変化とかそういうところをちょっと参考するに当たっての、どれだけ緻密なデータなんですよという前置きの方がちょっと難しかったのかなというのはあります。あえてそういう方が来られることによってちゃんとした実証データをとれるというのは分かりましたけど。ただ、そこまで必要であったのかなと思うのも確かです。要はこれは検察の方が必要だと思って呼んでる研究者の方なんで、それは致し方ないんですけども、そこは大分、裁判長の方から情報をかみ砕いてお話しされて聞き直す、又は弁護人の方も情報をかみ砕いて聞くという、この行程がずっと証拠調べ中は終始あったということでございます。

司会者:今のお話は共犯者がいることによってではなくて、むしろここに出てき た専門家の証言が、というお話で伺ってよろしいですかね。

裁判員経験者4:はい。

司会者:では1番さん,論告・弁論について何か御意見等ございますでしょうか。

裁判員経験者1:全くありません。ひっかかった覚えはないんです。

司会者:2番さんいかがでしょうか。

裁判員経験者2:弁護人の意見を聞く前段の部分で証人尋問をする中で、あまり 弁護人の方から弁護をするような、そういった発言が少なかったように感じて ました、私の目から見ても。そういったときに弁護人の意見が弁論の中でいきなり出されたように感じまして、そこは何か弁護が苦しくなってるかなという感想は持ちました。

司会者: 審理の中身とちょっと弁論がかみ合ってなかったかなという印象を受けられたという御趣旨でしょうか。

裁判員経験者2:はい。審理の中の弁護がちょっと薄いかなと。もっと審理のと きに、弁論で言うべきことを言っておいた方がよかったんじゃないかなという ふうに思っています。

司会者: 3番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者3:論告メモの中で、最終的に求刑を検察側から出たときに、さっきも言いましたけど主犯格の方というのがおられて、それから実行犯2名がおられて、私は、感覚的には主犯の人が後の2名を誘ったからこういう事件が起きたということで、もうその時点で刑は一つですので、他の2名よりは多いというふうに感覚的に思ってまして。にもかかわらず、最終的な懲役の求刑の年数が同一であったということに対して、すごい違和感がありまして、それが先ほどもちょっと言いましたけど、実際には、そのうちの主犯格に当たる方が示談を既に済ませてるという、そこが検察側で考慮されてのことなのかなというふうにしか受け止められなくて、そこにすごい違和感を正直感じました。

それともう一点は、3名の被告人がおりまして、1名ごとに弁護人の方がついてられたんですけれども、それぞれの弁護人の方は、担当された被告人に対しての弁論を当然やっていくわけなんですけれども、他の2名に対して不利益なことについても自分の弁護する人の立場で物を言うところがありまして、もう少しそこは同じ罪を犯した仲間といったらおかしいですけども、被告人同士の間でもう少し弁護人同士の会話みたいなものが少しあって、その中で最終的に一致された意見が出てきたらよかったんじゃないかなというふうに感じました。

司会者:初めの検察官の論告の点は、いろんな事情があって多分、検察官は同じ

求刑にしたんでしょうけれども、御経験された3番さんとしては、論告を聞いても検察官がどうして同じ求刑にしたのかよく分からなかったという御趣旨でお聞きしてよいのか、あるいは検察官の考えは分かったんだけれども、ちょっと自分は納得できなかったという御趣旨なのか、どちらでしょうか。

裁判員経験者3:私は前者の方ですね。

司会者:検察官の御主張自体が、もう何でこれ一緒なんだろうというところが分かんなかったと。

裁判員経験者3:そこの年数の刻み方が、先ほども申し上げたようにやはり主犯 というのとそうでない人との差というものがそこに折り込まれてないのがなぜ かという説明がなかったので。

司会者:もう少し説明してほしかったという感じですかね。

裁判員経験者3:そうです。はい。

司会者:一応,この人が主犯だというのは、検察官も一応そういう主張の前提ではいいんですかね。そこは認識は一緒なんですか。

裁判員経験者3:明確に主犯という言葉は使ってらっしゃらなかったと思うんですけれども、後の二人を誘ってというような表現だったと思うもんですからね。

司会者:はい、分かりました。論告・弁論のところまで大体来たかと思います。 ここで一応、審理が終わるということになりますので、ここで検察官あるいは 弁護士、裁判官サイドから何か、裁判員経験者に対して質問があれば、承っ て、お答えいただくような機会を設けてもいいかなと思っているんですけれど も何かございますでしょうか。

林検察官:質問が全部で3点あります。1点目は、これ皆さん全員にお尋ねしたいんですけども。

司会者:では1点ずつお願いいたします。

林検察官:まず,論告なんですけども,皆さん御覧になっていただいて,印象で 結構なんですけれども,詳し過ぎるという印象があったとか,いやもう丁寧に 細かくよく書いていて分かりやすいという印象だったのか、その辺りを教えていただければと思います。

司会者:これは順番にお願いしたいと思います。1番さんいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者1:分かりやすいと思います。

裁判員経験者2:私も同様で、資料としてとてもよくまとまっているなと思っています。

裁判員経験者3:私は、まとめ方としては、このレベルで細かくできていていい と思うんですけど、先ほど申し上げたような疑問点に対しての部分の記述が一 部不足していたような気がします。

裁判員経験者4:細かく時系列ごとにまとめていただいてるので、素人でも分かりやすい情報であったと思います。幾分か問題点的なことを言いますと、誤字がちょっとありまして。我々そのまま裁判員は資料として使うんですよね。いただいてる、要はミスプリした状態の資料をそのまま使ってるので、できたら裁判所としては、もうあげてしまってる資料は、変えられないのかもしれませんけど、もし訂正した部分を、また別途印刷し直していただけるような配慮もしていただけると助かるかなと思いました。実際、時系列が、1と2が逆になってました、順番が、実は2が1番でしたとか、そういうレベルなんですけども。すごく皆さん質問全部を書き込みをするんですよ、全てのメモに。ですので、一度いただいた資料を、実は違ってたんですよと急に言われると、どこを直したらいいのと。皆さんが自分のとったメモから全部直さなきゃいけないんで。今後、もしそういうことが改善点としてできるのであれば、万が一、校正して、もう一度ちょっとお忙しい中ではあるとは思いますけども、やっていただければうれしいかなと思います。

林検察官:ありがとうございました。

司会者:2番目の質問どうぞ。

林検察官:2点目は、1番さんにお伺いしたいんですけれども、先ほど冒頭の話

の中で、同じ場面をみんなが見てるのにみんなが全然違うことを話していて、こんなことがあるのかと思われたという話をしたと思います。最後はおそらくその点は解決に至ったんだと思うんですけども、1番さんの中で、これはこの人の話が本当だとか、この人の話はちょっと違うんじゃないかなというような、そういう考えが持てたのは、どの段階なのかなというのをちょっと教えていただければと思います。最初の冒頭陳述ではないと思うんですけれども、例えば論告を聞いてなのか、証人に話を聞いている段階で分かったということだったのか、その辺りを教えていただければと思います。

裁判員経験者1:正直,誰が正しいことを言ってるというのは今でも,みんなそれぞれうそをついて,あの状態でこうやってまとまっていくものなんだなという感じです。これで分かりますでしょうか。

林検察官:ありがとうございました。

では、3点目なんですけども、これ4番さんにお伺いしたいんですけども、 保護責任者とは何かという、結構、法的概念に当たるような説明も4番さんに 担当していただいた事件では、されているかと思うんですけれど、その辺りの 法律概念というのは、検察官の説明を聞いてすっと理解できたのかどうかとい う、その辺りをお願いします。

裁判員経験者4:この保護責任者遺棄致死なんですけども、検察官の方からは、 正直申し上げるところを言いますと細かい御説明は…。やっぱり検察用語とい う用語があるのか分かりませんけど、多分、業界用語的な形では御説明は軽く あったはずなんですけれど、我々一般市民レベルでは入ってこなかったという 印象です。前もって裁判長たちと評議室の方で、まずこの罪というのはという ことに関して、かみ砕いて説明していただいたんですね。分かりやすい事例 で。

もし車を運転していて人をはねてしまいました。すぐ119番しないといけないけども、この周りが電波が届かない状況です。車を運転するのは、あなたしかいません。でもあなたはひいてしまった人です。あなたは病院に連れてい

くために車に乗せました,その人を,という,分かりやすいとこですね。ここまで説明していただけたんで,分かりやすかったですけど,検察官の方からもうちょっと具体的な説明があったのかというのは,もしかしたらあったのかもしれませんけど,申し訳ありません,御担当された検察官の方,大変ちょっと声量が乏しい方でして,ちょっと聞き取れてなかったのかもしれません。

林検察官:分かりました。ありがとうございます。

司会者:他に御質問とかございますか。

弁護士の方からどうぞ。

依田弁護士: 4番の方と3番の方に、それぞれ別の質問があります。

司会者:一つずつお願いします。

依田弁護士: 4番の方にお伺いしたいのは、弁護人の最終弁論に関してなんですけれども、資料を見ますと18ページあるA4のものが、文章がきっちり書いたものがありまして、以前、裁判官のみの裁判のときには、よく見られた形式なんですが、これが実際、弁論のときに読み上げられたとしますと、それが分かりやすかったかどうかというところ辺りを、御感想をお伺いできればと思います。

裁判員経験者4:率直に申し上げますと、文章が長い、ページが多い、要点がまとまってない、この三つの悪い点しかなく、もう最後に言いたいのは、このまとめ第4、最後に、この部分だけで結構なのではないのかなというのが、個人的な感想です。それまでの間の審理を十分、何回も何回もしてきた過程の中での最終弁論ですから、仕方がないと思いますけど、ただ正直いいますと冗長過ぎます。

依田弁護士:ありがとうございました。

3番の方への質問なんですが、最初の方で被害弁償に関して、お金を出した 人と出せなかった人で量刑に差が出るということには違和感があるというよう な趣旨の御発言があったと思います。そこの点の考え方はいろいろあろうかと 思うんですが、共犯者間で誰が出したかによって差が出るというところに違和 感があるということで、そもそも弁償があったかなかったかで量刑が変わるということに関しては、ということに関しての違和感ではないというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。

裁判員経験者3:そうですね、3人の分をまとめて出されたということをお一人の方は言われてたんですけども、実際は先ほど申し上げましたように、もしそれであれば、明確に主犯と、それから主犯以外の人がおられるわけですから、刑の量も主犯の人を重くということでいうと、同じ年数にはならないはずだと。言ってること分かりますかね。

依田弁護士: すみません,私の質問がよろしくなかったです。事件によっては,全く弁償がない事件もございますので,この事件のように弁償のある事件もあって,そういう場合に弁護側としては,弁償したということは有利に考えてくださいと申し上げることになると思われます。一方,弁償がない事件については,弁償がないということで,むしろ検察官の方からそのことを言われることがありますので,そういった弁償のあるなし自体が,量刑を考える上で考慮されるということが一般的に行われてるはずなんですが,それ自体について違和感をお持ちかどうかというところなんです。

裁判員経験者3:そのことについては違和感はありません。弁償して、被害者に対してそれなりの誠意をその金額面とかそういうことでやっているわけですから、その分については刑罰、その分だけ考慮してあげていいもんだというふうに思ってるんですけど、それが今回のように複数犯おる中で、そのうちの一人だけがそういう示談交渉して、うまくいって、他ができなかったときに、その一人に対してのみ刑を軽くするという事態がおかしいんではないかというふうな思いなんです。

依田弁護士:よく分かりました。ありがとうございました。

司会者:では裁判官からどうぞ。

渡部裁判官:3番さんに質問させていただきます。

3番さんの事件だけ、共犯者の証人尋問を行っていないということで、御事

情があって3番さんとしては、実際、聞きたかったけれども、訴訟の進行上、 仕方ないということで、御納得されたということのようですけれども、被告人 3人いらっしゃって、3人のそれぞれの話を生で聞かれておられますよね。生 で聞かれた印象と、もう一人の実際に来なかった被告人がいて、それは調書の 朗読という形で手を打ったわけですかね。調書の朗読という形で、何か分かり やすさといいますか、実際、生で聞いた方が分かりやすかった、調書はちょっ とどうだったかとか、その辺りの比較について何か御意見、御感想等があれば お聞きしたいのですが。

裁判員経験者3:本来でいうところの、お見えにならなかったんですけど今回の3名の中の主犯格のもう一人上に、もっと上の主犯格というのがおられまして、その方からの一応指示というか教唆というか、そういうことで今回の3名の中の1名が主犯として動いているんですけども、今回、資料の中で出てきてる話というのは、その方の指示に従って次の主犯の3名のうちの1名が動き始めたところから、話が今回スタートしてたと思います。裁判というのは、こういうふうに見切りをつけて、ここまでの裁判というものをここからの裁判というものと分けて考えなきゃいけないものなのだろうなというふうに思ってましたので、それほど違和感というふうにはありませんでした。

司会者: そうしますと3番さんの事件では、もう一人の共犯者の話は、調書という証拠であっても、その人の言い分というのは何か法廷には出てこなかったんですかね。

裁判員経験者3:その場にいなかった共犯者の言い分は、明確には出ていなかったです。そういう方がおられて、その方からの誘いで今回3名のうちの1名が主犯格という立場で動いたという、そういう話のつながりだけを聞いた形になります。

司会者:他に審理のところまでで何か御質問とかございますか。よろしいですか。

それでは,ここで一旦休憩をとります。

(休憩)

司会者:では、再開したいと思います。

再開後は、評議の辺りから入っていきたいと思います。評議の中身になかなか言いにくいところがあるかもしれませんが言える限度でということでお願いします。共犯者がいる事件の特徴としては、いろんな人の話を聞くということになりますが、いろんな人のお話を聞くと、先ほどもちょっと1番さんから出てたかもしれませんが、何か言うこと違うよねということもあるかなと思われます。そこで一つお伺いしたいのは、事実認定をする上でちょっと困ったなというようなことがあったかどうかという辺りを、具体的にここがこうとか、そういうことは別に具体的におっしゃっていただかなくてもいいんですけれども、印象といいますか御感想として、そういうようなことがあったかどうか。そして、あるとすると今度は法律家の方で審理の面で何か工夫することがあるかなと、こういうふうに考えるわけですので、そういうような意味でちょっと困ったことがあったとしたら何かおっしゃっていただければと思います。

1番さんからお聞きしたいんですが、先ほど検察官の御質問にも少しお答え になっていましたけれども、何か追加しておっしゃりたいことがあればお願い します。

裁判員経験者1:審理のときに事実を整理していって、こっちがこうだからこっちがこうで、こっちがこういうことが事実なんだろうということを積み重ねていって事実になると。だから、こうやって事実ってつくる、つくるっていったらおかしいんですけれども、そうやって認定していくものなんだなというのは思ってました。困ることは、特にはなかったです。

司会者: そうしますと評議の中で、裁判官、裁判員と審理を見た上で整理をしな がら事実認定ができたので、特に困ったことはなかったという御趣旨でよろし いですかね。 裁判員経験者1:はい。

司会者:2番さんはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者2:私の裁判の中でも証人尋問の二人の言い分が違うというのはあったんですが、この違いは、被告人に対しての訴追の中身には影響しなかったんです。ただ、そういった判決に影響するような内容ではないんですが、事実はどうだろうというのが残ったまま被告人の判決に至ったところは、少しもやもやとしたところは残っています。

司会者:続いて3番さんいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3:事実認定というところで、実は、この3名というのは強盗致傷罪の他にも事件をやってまして、その原因といいますか動機、これが相手方にお金を貸してたけども、それを一向に返してもらえなかったという、そこから起きたということを特に主犯格の方が言われていたんです。実際にそういう本当に貸してたとすれば、若干でもそれが原因だというふうに思えて、少し刑を軽くしてもいいんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。貸したか貸してないかということの事実に対しての確認が一切されてなかったということがありまして、なぜそこまでやらないのかな。調べた上で、貸していないのにやったのと、貸してて一向に返さないからやったのとは、ちょっと刑の重さというのは変えてもいいんじゃないかなというふうにそのとき思いまして、そういう意味で、もう少し深堀りして、そういう事実の確認ということもやるべきじゃないのかなというふうに、私はそのとき思いました。

司会者:ここは、検察官あるいは弁護人は、そういうことを量刑として考慮して ほしいと、こういうような主張はあったんでしょうか。

裁判員経験者3:主張はないんですけども、実際の証言のときに主犯格の方がそういうふうに貸したんですというようなことをその場で言っておられます。

司会者:分かりました。

4番さんいかがでしょうか。

裁判員経験者4:私の事件は,他の3名の方が御担当された事件とは,これまた

ちょっと違いますので、論点の整理とかで特に手のかかることはなく、もう淡々とスムーズに進んでいって、後はもう証言と証拠の中から、それを順序立てて時系列で整理するだけという大変簡単なもので、後は結局、故意があったのかなかったのか、過失なのか過失じゃないのかという、本当イエスかノーかしかなかった。その認定に至る過程というのがすごく難しいところではありましたけども、ほぼほぼ道筋は立って物事が進んでいったので、問題はなく進んでいったと思います。

司会者:確認ですが、4番さんの事件ですと、共犯者の女性の言い分と被告人の言い分は、事実経過についての言い分について、争いがあるということではなかったという理解でよろしいですかね。

裁判員経験者4:はい。

司会者: そうしますと事実認定は特にどういうことがあったということはあまり 争いはなかったんだけれども、それを故意があると言っていいのかどうか、保 護責任者と言っていいのかどうかとか、そういうところが難しかったという理 解でよろしいでしょうか。

裁判員経験者4:そうです。

司会者: そういう意味では、共犯者の言い分が食い違うということで事実認定が 困難ということは特になかったという理解でよろしいですかね。

裁判員経験者4:はい。

司会者:それでは、事実認定の点は以上ということで、次に、量刑の関係につきまして、共犯者がいる事件の量刑でありますと、往々にして共犯者間の刑のバランスということが問題になることがあります。皆様の御経験された事件で、特に問題にならなければそれでいいんですけれども、あるいは共犯者を一緒に審理していると一緒に判決を出しますので、特にそこも問題が生じないということはあるのかもしれませんが、例えば共犯者がいる場合で、向こうは何年になるのかなとか、気になるようなことがなかったかどうかとか、実際に共犯者の量刑を知る機会があったのかどうか、そういう意味で量刑の評議で何かやり

づらかったというようなことはなかったかどうか。ここら辺、共犯者のいる審理では問題になり得るところですので、御意見・御感想があればお聞きしたいところです。

次は、2番さんからいかがだったでしょうか。

裁判員経験者2:被告人一人の中での裁判だったんですが、共犯者3名、後日の裁判になりますといったときに、そのバランスがどうかと。そこも考えて担当した裁判の量刑というかを決めていっている中で、共犯者と一緒に、できれば一つの裁判の中でやりたかったかなという私の感想です。

司会者:整理いたしますと2番さんの事件は、共犯者の事件よりも前にやっているということでよろしかったですかね。なので、他の人はまだ結果が出ていない中で、この被告人だけ判決をするということで、そのような意味で量刑を考えること自体はそんなに問題はなかったんですかね。

裁判員経験者2:はい。

司会者: ただ, ちょっと他の共犯者も一緒に審理したかったなというお気持ちがあるということでよろしいですか。

裁判員経験者2:気になりまして、後日、共犯者の裁判の傍聴しに、判決のときは行かせていただいて、他の裁判員の方も一部傍聴しにきてましたので、やはりみんな関心があったのかなというふうに思ってます。

司会者:3番さんの方で何かございますか。

裁判員経験者3:ちょうど評議の中で量刑を決めるに当たりまして、裁判官の方からいろいろな参考を与えていただきました。例えば主犯格であるかどうかとか、あるいは凶器であるとか、計画性のありなしであるとか、被害者の被害の程度、これは身体的だとか精神的だとか金銭的だとかそういう被害の程度、それから犯行後の利益の大小だとか、それから逮捕後の反省の度合いだとか、後は更生に向けて具体的方策のありなしだとか、こういった裁判で主張いただいた、あるいは事実確認した中で、聞いた中から個別にどうなのかということを、一つずつ検討するというやり方をしまして、非常に私個人としては、分か

りよいやり方だなというふうに、そのときに思いました。ですから、そういう やり方というのが、今後、量刑を決めるに当たっての参考みたいなものを、あ らかじめ提示していただいておれば、そういうものに向かって裁判の最中、そ ういうことを頭に置きながらいろんな話がもっと具体的に聞けて、自分でその 時点で、これはこういうふうに考えておかないといけないなということが整理 できるのかなというふうに感じました。

司会者:3番さんの事件は、まさに一緒に審理したので、比較して量刑ができたということになるんだと思いますけれども、別の裁判をやっていた共犯者の裁判の結果というのは、何らかの形でそれも入れた上で評議されたのでしょうか。

裁判員経験者3:それは全く情報としてもらってなかったです。

司会者:なくても別に量刑としては特に問題がなかったということでしょうか。

裁判員経験者3:過去の判例を具体的に見せていただきましたので、それと今回 の件とを照らし合わせた形で相当の年数が大体これぐらいなんだろうというの も、感覚的ですけれども、およそ分かりましたので、特に問題はありませんで した。

司会者:では,4番さんいかがでしょうか。

裁判員経験者4:正直なところを申しますと、共犯者の方は別の法廷で争うということは伺っているので、どうなるのかという情報は全くなく進んでいってしまったんですけども。ただこの件というのは、すごくちょっと当事者同士が大変身勝手な行いのもと、また亡くなった児童の方が共犯者の子供であったということがあって、一方的にどうしても男性だけが悪いようなイメージがありますけども、一概には、被告人だけではなく、その共犯者の方にも罪に至ってしまった経緯もあったのではないのかなというのは、私の個人的な考えではあります。ですので、別の法廷で争うことになりますので、ちょっとこれはそれぞれ別々で立件してますと聞いたときには、ちょっと残念な気持ちはありました。

司会者:できれば一緒に審理したかったということでしょうか。

裁判員経験者4:または、何かしら別の形で、今こういう状況で争っていますよ という情報があってもよかったと思います。

司会者:1番さんは、量刑の評議について、何か御意見・御感想等はございますでしょうか。

裁判員経験者1:もう共犯者の人の一人で証言に来た方は、もう受刑されてて、そのときに刑を聞いたかもしれないんですけれども、特に覚えてもいなくて、 評議のときには、私らの決めるときに話題になったかどうかも覚えてないんです。なので、この人の、この犯人の罪ということで決めたんだと思います。

司会者:特に共犯者が今どうなっているかとか、刑がどうかということがなくて も支障なく量刑は決められたということでよろしいでしょうか。

裁判員経験者1:はい。

司会者: 評議について、事実認定・量刑についてお聞きしてきました。この評議 について、検察官、弁護士、裁判官の方から何か御質問とかあれば承りますけ れども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最初の共犯者事件における審理及び評議の在り方については、この程度としまして、次のテーマであります裁判員として参加しやすい選任手続や審理・評議の日程についてという方に参りたいと思います。

皆さん少し思い出していただきたいと思いますけれども、名簿に載ったという通知があった後に選任手続期日、具体的に事件の始まる日について、この日に来てください、この日ぐらいに裁判がありますというようなお知らせが来たかと思います。この時期につきましては、大体2か月ぐらい前に送るのが通常ですけれども、特別な事件では、もう少し前に送る場合もございますし、あるいはちょっと人が足りないので、追加で選任するということもございまして、追加の場合には、1か月前後のちょっと短いスパンでお呼出しをさせていただくこともあるかと思います。

皆さんの受け取られた呼出しの時期について、何か御意見があるかどうか、

あるいは受け取った呼出状について、今から振り返るともうちょっとこういう こともそのときに書いといてくれたら、もうちょっと調整しやすいのになみた いなことがあれば、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますが、何 かあるかどうか順番にお聞きしたいと思います。

今度は、3番さんからですかね。

裁判員経験者3:呼出しについては、呼び出して、決まったらもうすぐに何日かのうちに裁判がスタートするということになりますので、できれば決まってから、例えば1か月後に裁判がスタートするということであれば、調整は何ぼでもできるんですけども、私は仕事をしていないからいいんですけど、仕事をしている方ですと仕事の都合、引継ぎとかそういうこともあるでしょうし、または旅行とかを計画されてる方ももう選ばれてしまえば行けなくなるので、キャンセルしないといけないとか、そういう個人的な事情が余り考慮されていない決め方だなというふうに思いました。

司会者:実は、これはこの次の質問でお聞きしようと思っていたんです。確かに 3番の方の事件は、手元の記録によりますと水曜日に選任いたしまして、その 週の金曜日から審理が始まっているので、ちょっとこの選任してから審理が始まるまでもう少し期間を置いてほしいと、こういう御趣旨でお聞きしたらよろ しいですかね。

裁判員経験者3:はい。

司会者:最初の呼出状の送付の時期ですとか、このお知らせに記載してほしい情報とかは、特に問題はなかったということでよろしいでしょうか。

裁判員経験者3:はい。

司会者:では、4番さん、呼出状が送られてきた時期ですとか、そこに書いてあった情報等について過不足がなかったかどうかという辺りについて、いかがでしょうか。

裁判員経験者4:私はちょっと目が悪いので、どうしても印刷されている書類等が、ちょっと字が小さいといいますか、なるべく太い字で書いていただけると

助かります。特に裁判所さんから手刷りでいただいてる資料とかは、大変濃い字で読みやすいんですけれども、手元の資料を見るときに薄く印字されてるものは大変読みにくくて、実際、実は2通来でたんです。ですが、1通見過ごしてしまってまして2通目で、実際この裁判、裁判員の選任デーに行ったという流れがありました。あと、正直申し訳ありませんけど、あの封筒で来られますと、大分威圧感があります。

司会者:分かりました。

裁判員経験者4:両親に,おまえ何したと言われましたんで。

司会者:何か悪いことしたんじゃないかと思われるような,そういう感じですか。

裁判員経験者4:そうです。何かかわいらしいイラスト,何かマスコットみたいなものが写ってたらまだ市役所さんとかの広報みたいな感じになるんで,いいのではないかと思います。あの茶封筒は怖いですね。

司会者:分かりました。

次に, 1番さん何か御意見・御感想等はありますか。

裁判員経験者1:特には。

司会者:不適切なことは特になかったということで。

裁判員経験者1:なかったです。もう随分古い,名簿に載りましたというのももう2年ぐらい前に載りまして,そのもう1年たってほとんど忘れかけたころに,最後の最後に来てくださいという御案内をいただいて,ちょっともう覚えてないと・・・。

司会者:いえいえ,特に問題はなかったということであれば結構です。ありがとうございました。

2番さんお願いいたします。

裁判員経験者2:特に、私もないかと思ってます。

ただ、やはり選任されるのが抽選だからみたいな形で、私が選ばれるという 感じでは思っていなくて、職場にも抽選だからきっと外れるよという話をして いたんですけど、実際に当たってしまってから、次の日から裁判が始まるといったときはちょっとばたばたしたかなというのはあります。

司会者: 2番さんの事件は、金曜日の午前中に選任があり、土日を挟んでその次の月曜日から審理が始まったと。こういうことでしたので、ちょっとこれは余裕がなかったかなという、こういう御趣旨ですかね。

裁判員経験者2:金曜の午後にいろんな関係者にすみません,こういうことになりましてという時間はありました。

司会者: 2番さんの具体的な調整からしますと、例えば具体的にどれぐらい空いていれば調整できたかなというふうに今、思われますか。

裁判員経験者2:きっとばたばたするというか、調整はどこかでしないといけないというふうには思っているので、抽選だから当たるかどうか分からないというのではなく、もう少し当たりそうだというような何かそういう心構えで私自身いてればよかったと思ってます。

司会者:分かりました。

それでは、もう既にお答えいただいた方もいらっしゃいますので、あとお二方だけお聞きいたしますけれども、選任手続の期日、選ばれるかどうかの日と公判の日を、一応皆さん別の日になっているんですけれども、一緒の日でもよかったのか、それとももうちょっと離してほしいということがあるかどうかということでお聞きしたいと思います。

2番さん,3番さんは既に御意見をお伺いしたと思いますので,4番さんにまずお聞きいたしますけれども,4番さんは金曜日の午前中に選任手続があり,週を明けて月曜日の朝から審理であったように手元の記録ではなっておりますけれども,この辺りでどんなふうにお感じになったか,何か御意見・御感想あればお願いいたします。

裁判員経験者4:やっぱり皆さん言ってたのは、仕事を、要は公休扱いにするのか、有給とるのか。私はこの期間の間は特に忙しい時期ではないので、たまたま余裕があいてたんですけども、ケース・バイ・ケースだと思うんですね、予

定のつけ方というのは。ですけどやっぱり多くて1か月,ないし1週間ぐらいは調整する日を設けた方が、特に管理職の方とかって、おいそれとは席を外れられないので、大変皆さん、これは苦慮されてたと思います。

司会者:今のお話は、選任手続の期日が終わった後に、少なくとも1週間、できれば1か月ぐらい空けてもらえるともっと調整ができるんじゃないかという、こういう御趣旨でよろしいですかね。

裁判員経験者4:はい。

司会者:1番さんに,次お伺いしたいと思いますが,1番さんの事件は,手元の 記録によりますと月曜日の午前中に選任手続があり,その火曜日お休みをされ て水曜日から審理がされているようにお見受けいたしました。この点,先ほど の選任手続期日と公判期日の関係でいきますとどんな御意見・御感想,何かあ ればお願いいたします。

裁判員経験者1:1か月前に来たお知らせの中に、もし選ばれた場合はという日程も書いてあったんで、選ばれるとは思わなかったんですけど、全部休みを入れてまして、それでそのまま。選ばれなかったら、休みばっかりだなと思いながら、選ばれたんでいいんですけれども。今、パートで働いてるんですけれども、ぎりぎりの人数でやってるものですから、そのときよりも、もし万が一今だったら、ちょっと休むことできるのかなという感じはあります。私のような働き方をしている人たちは、結構難しいんじゃないかなと思います、いろんな職場にいろいろだと思いますけれども。

司会者: 貴重な御意見をいただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。

2番さん、3番さんの方で、この関係で何か追加しておっしゃりたいことご ざいますか。よろしいですか。

では, 3番さんどうぞ。

裁判員経験者3:日程については、今お話ししたとおりなんですけど、選任手続についてよろしいですか。

実は、選任のときに抽選のやり方というのを私は、例えばくじ引きを引くんだろうなというふうに思っていまして、それも私の場合は二十数名いらっしゃったんですけどお一人お一人が、例えば棒みたいなものだとか、あるいはカードだとか、そういうものを引いて、前にこのナンバーの人たちが今回の選任された方ですよというのが公示されて、そういうある意味公正な場で、個人の意思で抽選会があるんだろうなと思ってたんですけど、全然そういうのがなくて、いきなりコンピュータで選ばれて、この番号の人たちですというふうになっていまして、私はたまたま当たって、やってみたいなと思っていたからよかったんですけど、これが逆にやりたくない人の立場からすると、なぜこういう不公平な、分かりもしない、見えもしないような抽選のやり方なんだというふうに思われた方が大分いらっしゃったと思うんですよ。あの抽選のやり方というのは、ちょっと裁判所側の都合でやっているやり方であって、何か裏があるんじゃないですかみたいな話もありまして、そういう透明さがない抽選のやり方だなというふうに思っています。

今後、選ばれる方もやっぱり同じような思いをすると思うんで、やっぱりき ちっと一人一人が納得のいくような抽選のやり方というものをぜひやっていた だきたいなというのはあります。

司会者:2番さんはよろしいですかね。

裁判員経験者2:はい。

司会者:それでは、あと日程のとり方の関係で、審理日程についてどうだったかなというところをお聞きしたいんですけれども、皆さん最初に御紹介したように五日、六日、九日という辺りで何日も来ていただいたんですが、これはどれぐらい連続しているかとか、もうちょっと休みが多い方がよかったとか、あるいは審理自体ちょっと長過ぎたかどうかとか、あるいは1日の中で休憩が適切にとられていたかどうか、タイミングとか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

順番で行きますと今度は1番さんになりますけれども、1番さん先ほど水曜

日から始まったというふうに申し上げましたが、その後の日程は、手元の記録によりますと水、木、金と連続で来ていただいて、土日が入って、その後また月、火、水と続いて来ていただいたような日程だとお聞きしておりますけれども、日程の入れ方については、どんな御意見・御感想でしたでしょうか。

裁判員経験者1:特に、これでいいと思います。

司会者:次に、2番さんにお聞きしたいと思います。2番さんは、金曜日に選任された後、月、火、水、木と連続で来ていただいて、金曜と土・日はお休みで、月曜日に判決というような日程のようにお聞きしております。

日程の入れ方について何か御意見・御感想等がございましたでしょうか。

裁判員経験者2:月曜日,判決の前に金曜日に1日インターバル空きました。そのとき,いつも会社員ですので職場に戻って仕事をしたんですが,月曜日にどんな判決を出すかということが頭にいっぱいで,例えば連続してやってもよかったかな,やりたかったかなという感想です。

司会者:むしろ月、火、水、木、金と連続でもよかったということでしょうか。 裁判員経験者2:そうですね。

司会者:続いて3番さんにお聞きしたいと思いますけれども、先ほどの話で水曜日に選任があって、金曜日から審理が始まり、土・日を挟んで月、火、水、木と来ていただいて、金曜日、土曜日、日曜日、そして月曜日も審理がなく、火曜日に判決と。こういう日程だったというふうに手元の記録ではありますけれども、この審理日程自体はいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3:私は全く問題なかったと思っています。最後、判決を言うまでの間でちょっと時間は空いていたんですけれども、いろいろ思い返してやっぱりこれでよかったなとかいうところも、反省も含めてやりましたので、ちょうどよかったと思ってます。

司会者:4番さんは、九日間ということでちょっと長めになっておりますが、金曜日の午前中に選任された後、月曜日から審理が始まり、月、火、水、木と来ていただいて、金曜日はお休み、土・日を挟んで次の週、月、火、水、木とま

た来ていただいて,金曜,土曜,日曜,月曜と休んだ後に火曜日に判決という 日程のようにお聞きしております。

この日程の入れ方自体、何か御意見・御感想はございましたでしょうか。

裁判員経験者4:途中で四日目と五日目の間の一部,金曜かな,ない日とかはちょっといろいろな事情,スケジュール,裁判官たちの皆さんスケジュールの問題というのは伺ってましたので,それは致し方ないところですので。ちょっとあれですね,やはり判決までの間がちょっと空き過ぎてるのはちょっと,と思いました。

司会者: 御趣旨としては、どちらかというとむしろ詰めてもらっても別に大丈夫 だったということなんでしょうか。

裁判員経験者4:そうですね。証拠調べのところは証拠調べのところで一応区切りつけていただいているので、これも大分配慮していただいたスケジュールだとは思うんですけども、やっぱり間に土曜、日曜日が入ってくるというのは、致し方ないので、これは皆さんお休みをとらなきゃいけないという日なんで仕方がないと思いますけども、これは私の個人的な感想ですけども、土曜日にも審理をして、その間の期間をちょっとでも短縮できるのであれば短縮できる方向性に持っていくのは必要なのかなというのはあります。評議だけならばというところですね。

司会者:聞きそびれましたけれども、1日の審理や評議の中での休憩のタイミングですけれども、大体、どこの裁判体でも1時間に1回ぐらいは休憩をとるようにしていることが多いかなと思うんですけれども、何か休憩のタイミングで不適切だと思われたようなことがおありだったかどうかですけれども、2番さんから一言ずつお願いします。なければないで結構ですので。

裁判員経験者2:全くありません。

裁判員経験者3:ございません。

裁判員経験者1:ありません。

司会者: それでは、裁判員として参加しやすい選任手続や審理・評議の日程につ

いては以上ということにさせていただきます。

続いて, 守秘義務についての御感想や御意見について, お伺いしたいと思います。

守秘義務については、このような守秘義務があることについて、負担感を感じられる方も、もしかしたらおられるかもしれませんし、他には一応、裁判官から通常は説明をするんですけれども、守秘義務が及んでいる範囲が分かりにくいというような声も聞かれることもございます。そういうことが今日来られている経験者の方で、おありだったかどうかをお聞きしたいと思っております。

まず、守秘義務の範囲からお聞きしたいと思います。通常は裁判官の方で適切に守秘義務の範囲について説明をしているかと思います。例えば私は、いつも裁判員の方には、法廷で見たり聞いたりしたことは話して結構です、ただ、この評議室で話し合ったことは、他の人には話さないでくださいなどと説明をしております。いろいろな説明の仕方があるとは思うんですけれども、裁判官から守秘義務の範囲について説明がなかったとか、あるいは聞いたけどよく分からなかったというようなことがあればおっしゃっていただきたいと思います。

では2番さんお願いいたします。

裁判員経験者2:守秘義務について裁判官からは説明をいただいたので、理解は しましたし、そういった話す機会もなかなかありませんので、特にそれによる プレッシャーというのは感じていません。

司会者:3番さんはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3:私の場合も裁判官の方から伺いまして、傍聴人の方が知り得た情報と同じところまでは話していいということでしたので、明確に大体イメージできましたので分かったと思います。

司会者: 4番さんいかがだったでしょうか。

裁判員経験者4:皆さんと同じく,傍聴席で聞いたことはイコールもう公判のこ

とですので構いません。ですけど、この評議室というのは、我々のブレイン、 頭脳ですので、ここはロックをしてくださいという形で、もう分かりやすい説 明でした、大変、と私は思っております。

司会者:1番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者1:皆さんと一緒で、はい。

司会者:特に分からないことはなかったということでよろしいでしょうか。

裁判員経験者1:なかったです。

司会者:この守秘義務があることについて負担を感じられたかどうかということで、2番さんはもう既にプレッシャーはなかったということでお答えいただきましたので、他の方の御意見をお伺いしたいと思いますけれども、3番さんいかがだったでしょうか。

裁判員経験者3:すみません,もう1回お願いします。

司会者: 守秘義務があるということについて,何かこう審理期間中ですとか,そ の後,何か心理的に御負担に感じられたようなことがあったかどうかというこ とですけれども。

裁判員経験者3:特に全くありませんでした。

司会者:4番さんはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者4:ちょっと私の担当させていただいた事件がちょっと重い事件なので、ちょっと精神的には大分重たいものはありました。裁判長の御説明であったんですけど、何で飲みにいけないのと友人に言われた場合は、そのときは、ごめんなさい、ちょっと裁判員やってるんで、これまではオーケーですよというふうに言っていただいているので助かりました。ちょっといかんせん事件がやっぱり私も男性ですので、被告人も男性です。じゃあ女性からの観点からだとどうなのかなというので、ちょっとプレッシャーはありました、精神的なもので。

司会者: 今,おっしゃったプレッシャーというのは,事件のことを他の人にしゃべれないということによるプレッシャーがあったという,こういうお話でよろ

しいですかね。

裁判員経験者4:はい。

司会者:では、1番さんはいかがですか。

裁判員経験者1:特にありませんでした。

司会者:大体,こちらからお聞きしたいことは,テーマとしてお聞きしたかなと 思うんですけれども,検察官,弁護士,裁判官で何か追加で経験者の方に質問 されたいことはございますか。別によろしいですか。

裁判員経験者の方で、今までお聞きしたことで共犯事件における審理・評議の在り方ですとか、選任手続の日程ですとか、守秘義務ですとか何か、今日お聞きしたことで言い足りなかったことなど、何かございましたら言っていただければと思います。何かございますか。

3番さんどうぞ。

裁判員経験者3:裁判員の選任のやり方について、申し上げたいことがあります。

裁判員として活動をやっていくということに興味を持っていて、やってもいいよという方なのか、それともどうしても僕はやりたくないんだと、そういうところに出ても発言もできないしという方もおられると思いますので、例えば事前質問票等の中に項目として入れていただいて、それを裁判員選任の一つの基準として考慮していただけたらなと私は思いました。

司会者:他に言い足りなかったということはありませんか。 4番さんどうぞ。

裁判員経験者4:やっぱり3番さんがおっしゃるとおり私みたいに口が立つ者というか、こういうことじゃないんですかと指摘ができるような方じゃないと、 多分これは精神的にもやっていけないなというのは若干ありましたね。

司会者:御意見ありがとうございました。他によろしいですか。

一応これで一通り終わりということになります。

それでは、最後に本日の意見交換会を御経験していただいた感想ですとか、

あるいはこれから裁判員を経験するであろう、将来の裁判員の方へのエールと かでも結構でございますけれども、経験者の方お一人ずつ何か最後に一言ずつ いただければと思っております。

では1番さんからお願いできますでしょうか。

裁判員経験者 1:裁判員の経験は、とってもよかったと思います。知らない世界というか、自分の生活の範囲以外のところで生きている人たちの一端を垣間見たような、とってもよかったと思います。

今後裁判員を経験される方にということなんですけれども,本当に人それぞれだと思うんで,何とも申し上げようがないです。

裁判員経験者2:私としましては、非常に経験してよかったというのは本当でして、いつもは社会への貢献というのが会社を通じてということしかやっていないみたいな真面目人間ということもあって、会社を通じてという以外に社会に貢献できたかなと思っています。初めは受け身だったんですけど、それを裁判員裁判経験して、このように意見交換会とかには協力していきたいなというふうには思っています。職場でも候補者に声かかっている人がいると聞いてるんですけれども、ぜひとも行ってこいというふうな話はしています。

裁判員経験者3:私はテレビの世界でしか裁判というものは見たことがなかったものですから、今回出させていただいて本当にいい経験になったなと思ってますし、これからはぜひ、私と同じような思いで経験していただきたいと思うんですけど、やはり選任された以上は、裁判員制度がどんなものであるかなとか、あるいはある程度の、どういうんですか知識だとか、できる限りでいいと思うんですけどそういうことに少しでも関心を向けて、自分なりにある程度の基礎的なことを勉強して、さっき言いましたようにこちらに来たら自分の視点だとか感覚だとか言葉ではっきりと物を言えるような、そういう人たちにどんどん、どんどん参加していただきたいなというふうに思います。

裁判員経験者4:裁判員をさせていただいて、もともと最初、私は乗り気の中で参加させていただいた中で、やっぱり一緒にこの事件を担当された裁判員の方

たち、ほとんど私たちと同じ年代の方たちは意欲的な意思の方が多くいらっしゃったので、性格的に年が近いこともあって意見の交流もしやすかったというのも一つであり、かつ年長者の方が取りまとめてくれたということであって、話が脱線しなくてよかったというのが大きなことに思いましたので、今後、裁判員をされるに当たってという方に関してのエールとしては、人生1回のうちに1回あるかないかですから、あるかないかと言われたらある方をとった方がいいのではないかなと。この一言に私は尽きると思います。

司会者:いろいろ温かいお言葉もいただきまして、本当にどうもありがとうございました。

最後に、検察官、弁護士、裁判官の立場からも何か一言ずつ感想をいただければと思います。

林検察官:本日は貴重な意見をいただきましてありがとうございました。私もこういう意見交換会に何回か来させていただいたんですけれども、今日は本当に参考になる意見をたくさんいただけたと思っておりますので、また検察庁の方でもフィードバックして、よりよい審理にできるように努めていきたいと思います。ありがとうございました。

依田弁護士:本日は、貴重なお話をいただきましてありがとうございました。今後も私を含めて裁判員裁判、共犯事件を担当していくことになると思うんですが、今日のお話も参考にしながら事件に当たっていきたいなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

渡部裁判官:本日は、率直な御意見をいただき、大変勉強になりました。どうもありがとうございました。皆様の貴重な御意見を裁判所に持ち帰りまして、今後の執務に生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

司会者: それでは以上で、今日の意見交換会を終わりにしたいと思います。 皆さんどうもありがとうございました。

以上